

## 愛知県 BIM/CIM 適用モデル工事試行要領

## 第 1 条 趣旨

BIM/CIM (Building/Construction Information Modeling, Management) とは、建設事業で取扱う情報をデジタル化することにより、調査・測量・設計・施工・維持管理等の建設事業の各段階に携わる受発注者のデータ活用・共有を容易にし、建設事業全体における一連の建設生産・管理システムの効率化を図ることである。受発注者の生産性向上を目的に、建設局、都市・交通局が発注する工事に BIM/CIM を適用し、取り組むものとする。

## 第 2 条 対象範囲

以下に示す工事に該当するものを対象とする。

- ・土木工事標準仕様書に基づき実施する土木工事

ただし、小規模なもの及び災害復旧工事等の緊急性を要する工事を除く。

なお、これによらず対象以外の工事においても積極的な導入を推進する。

## 第 3 条 実施方法

以下に基づき、工事ごとに発注者が 3 次元モデルの活用内容を明確にしたうえで、3 次元モデルを受発注者で活用するものとする。活用内容については、別紙 1「義務項目、推奨項目の一覧」を参考に選定する。

なお、以下に記載した事項以外は、国土交通省の最新の要領、マニュアル等により実施する。

## 1 BIM/CIM 実施計画書

3 次元モデルの活用について、以下の内容を受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施計画書を作成する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施（変更）計画書を作成する。

また、作成した BIM/CIM 実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

- 1) 3 次元モデルの活用内容（実施内容、期待する効果等）
- 2) 3 次元モデルの活用に関するソフトウェア、オリジナルデータの種類
- 3) 3 次元モデルの活用担当者

## 2 BIM/CIM 実施報告書

BIM/CIM 実施計画書に基づく 3 次元モデルの活用について、以下の内容を記載した BIM/CIM 実施報告書を作成する。

- 1) 3 次元モデルの活用概要（実施概要、期待する効果の結果等、期待した効果が十

分に得られなかった場合の考察を含む)

2) 後段階への引継事項 (対応する無償ビューワーの種類、2次元図面との整合に関する情報、活用時の注意点等)

3) その他 (創意工夫内容、基準要領に関する改善提案・意見・要望、ソフトウェアへの技術開発提案事項等)

### 3 成果の納品

BIM/CIM 実施計画書 (変更含む)、BIM/CIM 実施報告書を納品する。

### 4 BIM/CIM 適用工事の確認

発注者は、受注者が3次元モデルを活用するにあたって、以下の内容を確認する。

#### 1) 3次元モデルの活用内容の確認

- ・無償ビューワーで3次元モデルを閲覧可能か
- ・BIM/CIM 実施計画書で示した3次元モデルが活用されているか

#### 2) 実施報告書の記載内容の確認

- ・実施概要、効果の結果等が記載されているか
- ・引継事項が記載されているか (対応する無償ビューワーの種類、活用時の注意点等)

## 第4条 BIM/CIM 適用工事の発注方法

BIM/CIM 適用工事については、記載例③を参考に特記仕様書を作成し、BIM/CIM 適用モデル工事である旨を明記する。

なお、BIM/CIM 適用工事は、以下の発注方式とする。

### 1 発注者指定型

発注者の指定により3次元モデルの活用を行う方式である。

原則として義務項目を活用するものとし、発注者は別紙1「義務項目、推奨項目の一覧」を参考に義務項目から1項目以上を指定する。推奨項目は受注者との協議により追加することができる。

## 第5条 工事費の積算

BIM/CIM 適用モデル工事による費用は、詳細設計等で作成された3次元モデルの閲覧による活用の (3次元モデルの作成・加工は含まない) ため、計上しない。

## 第6条 工事成績評定

BIM/CIM 適用モデル工事を実施した場合、次のとおり監督員により加点評価するものとする。

項目：創意工夫（優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事）

評価：1点

#### 第7条 その他

BIM/CIM活用モデル工事の効果検証を行うため、受注者は別途アンケート調査に協力すること。また、必要に応じて愛知県i-Construction推進協議会に資料提供を行うこと。

#### 附 則

この要領は令和6年4月1日以降に契約する工事から適用する。